

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 62 号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成 17 年岩手県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
知事	知事部局及び労働委員会事務局の職員	知事	知事部局、労働委員会事務局及び収用委員会事務局の職員
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。